

市営住宅空家入居募集案内

茂原市

◎ 募集は、住宅別に行っていますので住宅選定にあたっては必ず建築課窓口で、掲出の「募集住宅一覧表」を参照の上申込みください。

(注)募集していない住宅への申込みは受けません。

◎ 月ごとの募集期間は、募集月の1日から15日までです。(曜日等の関係により延長する可能性あり)

(注)募集期間内に申込者がいない場合は、当月末まで常時募集に切り替えます。

月ごと募集について ◆ 抽選は、住宅別に行います。

◆ 抽選は、募集月の月末頃に行います。

◆ 入居予定日は、抽選日の翌々月の1日頃となります。

その他 ◆ 災害や公共事業により住宅を失った方は、別途お問い合わせください。

問合せ先

茂原市役所 都市建設部 建築課 市営住宅管理係

電話 0475 (23) 2111 (代表) 0475 (20) 1588 (直通)

<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

目 次

1.	申込区分について	1～2ページ
2.	申込(入居)資格	3～4ページ
3.	申込みについての注意事項	5ページ
4.	選考方法	5ページ
5.	申込みに必要な書類	5ページ
6.	月収額の計算方法	6～10ページ
7.	市営住宅の家賃	11ページ
8.	市営住宅一覧表	12～13ページ
9.	市営住宅間取図	14～15ページ
10.	市営住宅分布図	16ページ

1. 申込区分について

(1) 申込区分は、「一般」と「特枠」に分かれます。

特枠該当者以外は、一般となります。

(2) 特枠には次の方が該当し、一般より当選の確率が高くなるよう配慮しています。

○母子及び父子世帯

○配偶者から暴力を受けている被害者世帯

○引揚者世帯

○身体障害者世帯

○老人世帯

○成田国際空港騒音対策区域内居住世帯

○多子世帯

○単身者

※具体的要件は、「特枠該当者の要件」を参照してください。

特枠該当者の要件

特 枠 名	要 件
母子及び父子	現に配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している者
配偶者から暴力を受けている被害者世帯	配偶者の暴力により婚姻関係が事実上破綻している女子とその者が扶養している20歳未満の子からなる世帯
引揚者世帯	引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者世帯
身体障害者世帯	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級及び戦傷病者で恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害者、または、重度・中度精神的障害者で各種手帳の交付を受けている者が入居予定世帯員に在る世帯
老人世帯	本人が60歳以上の者とその配偶者または、18歳未満の児童、身体上重度・中度の障害がある者、精神障害等の精神的欠陥のある者、若しくは、60歳以上の者のいずれかで構成される世帯
成田国際空港騒音対策区域内居住世帯	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条及び第9条の2第1項に規定する第2種区域及び第3種区域内に居住し、かつ、当該区域の指定の際現に当該区域内に居住していた世帯
多子世帯	入居予定者に18歳未満の子が3人以上いる世帯
単身世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1. 60歳以上の者 2. 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、障害の程度が次に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級の者 ②精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の者 ③知的障害 2の項障害の程度の欄に規定する程度に相当する程度 3. 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が恩給法別表第1号表の2特別項症から第6項症まで、または、同法別表第1号表の3第1款症である者 4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている者 5. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者 6. ハンセン病療養所入所者等 7. 生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等(茂原市管理条例第5条第2項(4)に規定する者) 8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という)第1条第2項に規定する被害者で次に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条による保護が終了した日から5年を経過していない者 ② 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない者 9. 被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等 <p>※ 上記各号に規定されている者。ただし、身体上・精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または、受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>なお、単身で生活が可能であるか、確認させていただく場合があります。</p> <p>※ 単身者の申込み(入居)できる住宅は、床面積55平方メートル未満の住宅です。</p>

2. 申込(入居)資格

- (1) 日本国籍を有する方または、出入国管理及び難民認定法の規定により永住許可を受けた者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者。
- (2) 現に同居し、または、同居しようとする親族(※1婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、※2 その他の婚姻の予約者を含む)があること(単身申込の有資格者を除く)
 - (※1) 事実上婚姻関係にある方(住民票上の続柄が「未届の妻(夫)」となっており、戸籍上でも他に婚姻関係がないこと)
 - (※2) 入居手續の際に婚姻をした旨の証明書の提出ができ、同居できることが確実である方(注意) 家族を不自然に分割(夫婦の別居、兄弟姉妹のみで両親が除かれた世帯等)した申込みはできません。
(注意) 現に懐妊し、入居手續までに出産予定の子は同居親族とします。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方
 - ① 住宅用でない建物に住んでいる方
 - ② 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、または、住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居することができない方
 - ③ 現在居住する住宅の規模、設備、または、間取りが世帯構成上不適当な居住状態にある方
 - ④ 正当な事由により家主から立退き要求を受けている方
 - ⑤ 茂原市内に住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住されている方
 - ⑥ 所得が著しく低く、家賃が家計を圧迫しているため生活が苦しい方(注意) 申込者(同居予定親族を含む)が自家所有者(登記簿上の所有者)及び公営住宅の入居者である場合は原則として申込みすることができません。ただし、次に該当する場合は申込みができます。
○ 自家所有者が止むを得ない事由により、自家所有者でなくなる場合(入居手續の際に所有権移転又は建物滅失等の登記後の登記簿謄本を提出していただきます。)
- (4) 茂原市内に住民登録がある方、または、勤務先を有している方。ただし、現に配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している者を除く
- (5) 市税を滞納していない方
- (6) 公営住宅以外に居住し、独立の生計を営み、かつ入居を許可された者と同等以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人がある方
- (7) 申込者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(8) 次の収入基準にある方

(月収額の計算方法:8~10ページの月収額のもとめ方を参照してください。)

収入基準

該当種別	対象の世帯	収入の基準
一般市営住宅の申込資格	原則階層	月収 158,000 円以下
	裁量階層	月収 214,000 円以下

「裁量階層」とは次に掲げる世帯です。

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	入居を申込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合 年齢の基準日は、申込日現在とします。
障害者世帯	入居を申込む方、または、同居しようとする親族の方のどなたかが障害者(以下の条件の方)である場合 1. 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級までの身体障害者の方 2. 1級~2級の精神障害者又は同程度の障害と認められる精神的障害者の方 3. 2に規定する精神障害に相当する程度の知的障害者の方
戦傷病者世帯	入居を申込む方、または、同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは、同法別表第1号表の3の第1款症である場合
被爆者世帯	入居を申込む方、または、同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合
海外引揚者世帯	入居を申込む方、または、同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合
ハンセン病療養所入所者世帯	入居を申込む方、または、同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等の場合
子育て世帯	同居者に就学前の子がいる場合

3. 申込みについての注意事項

- (1) 市営住宅入居申込書(書式指定)に記載事項のすべてを記入し、お申込みください。
(注1) 1世帯1申込みとし(2通以上の申込みをされた場合はすべてを無効とします)入居希望住宅については1住宅のみ記載してください。
(注2) 申込み後は、記載事項(入居予定者及び出生、死亡以外の入居予定者数等)の変更は認められません。
- (2) 市営住宅入居申込書により失格(申込み資格要件に欠ける等)や無効(募集住宅以外への応募等)であることが明らかな場合は、その旨を通知します。

4. 選考方法

- (1) 申込書が提出されますと申込資格の有無を確認し、適格者には住宅別にお知らせします。
- (2) 抽選は住宅別に行います。

5. 申込みに必要な書類

(1) すべての方に必要な書類

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 入居予定者世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)
- ③ 市県民税所得課税証明書(義務教育を終了した者全員で記載内容の省略のないもの)
※時期(確定申告時期)によっては、源泉徴収票または、確定申告書(市県民税申告書)の控え
- ④ 滞納無証明書
※1月1日時点で住所が茂原市以外の市町村の場合は当時の住所地で取得してください。
また、滞納無証明を発行していない市町村の場合は納税証明書が代わりとなります。
- ⑤ 健康保険被保険者証の写し

(2) 申込者の状況によって必要な書類

- ① 戸籍謄本(母子、父子家庭及び単身者等)
- ② 障害者手帳
- ③ 婚約証明書(※婚姻の予定の事実を証する書類)
- ④ 配偶者から暴力を受けた者であることを証する書類等
- ⑤ 単身での生活が可能であることを証する医師の診断書・意見書
- ⑥ 国立ハンセン病療養所入所証明書
- ⑦ 在職証明、事業開始証明書、請負証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者離職票、被保険者資格喪失確認書、退職証明書、退職予定証明書
- ⑨ 給与支払書または、収支明細書のいずれか(中途採用(事業開始)者全員)
※ 就労先が法人(有限会社・株式会社)の場合は代表者印、個人事業に就労の場合は事業主の実印で押印されたもの
- ⑩ その他

(注) 入居関係書類の提出時に必要書類が追加される場合がありますので、その際は必ず指定日までに提出してください。

6. 月収額の計算方法

所得の種類により月収額の計算の仕方が違いますので、自分がどの所得に該当するか確認の上計算してください。

(1) 給与所得とは、俸給、給与、ボーナスなどの所得で会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入が該当します。給与所得という総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当などを含んだすべての支払額です。(ただし、通勤手当等の非課税所得は含みません。)

(8ページの「給与所得者の場合」を見て計算してください。)

(2) 年金所得とは、厚生年金、国民年金などの所得で老齢年金、退職年金が該当します。その他、法律により非課税とされている各種の年金(障害年金、遺族年金等)については所得金額0円としてください。

(9ページの「公的年金所得者の場合」を見て計算してください。)

(3) その他の所得とは、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で自営業、サービス業、外交員等の所得が該当します。

(9ページの「その他の所得・日雇の場合」を見て計算してください)

(4) 入居予定者の中で2人以上に収入がある場合

入居予定者に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得のもとめ方で年間所得金額を算出し計算してください。

(注)仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活保護の各種扶助料等法律により非課税とされている所得については所得金額0円としてください。

参考

収入基準早見表

一般市営住宅

給与収入の場合(前年1年間の総収入金額)

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

事業所得の場合(前年1年間の必要経費控除後の所得金額)

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

(注) ○ この表は下記の特別控除の対象者のいない世帯です。(金額計算は10ページ参照)

(注) ○ 給与収入の場合は、諸手当、賞与、税金等すべてを含めた総収入です。

(注) ○ 世帯員数には遠隔地扶養者も含まれます。

各種控除の内容及び控除額

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	①基礎控除	(申込者本人及び同居者で)給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	一人につき 0~200,000円
	②親族控除	同居、または、同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族(申込者本人を除く)	1人につき 380,000円
特別控除	③老人扶養控除等	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
	④特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	250,000円
	⑤ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	* ¹ 本人の所得から35万円を限度に控除
	⑥寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ⑦夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ⑧夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	* ² 本人の所得から27万円を限度に控除
	⑦障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ⑨精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判断された人(療育手帳表示B) ⑩精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で2・3級以下の人 ⑪身体障害者手帳の交付を受けている人で3級以下の人 ⑫戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症以下の人 ⑬年齢65歳以上の人で障害の程度が⑨⑩と同程度であることの福祉事務所の認定書の交付を受けている人	270,000円
	⑧特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ⑭心神喪失の状況にある人(医師の診断書) ⑮精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人(療育手帳表示A) ⑯国民年金法施行令別表の1級と同程度の人(都道府県知事等の証明書) ⑰精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ⑱身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ⑲戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までの人 ⑳原子爆弾被爆者のうち厚生大臣の認定を受けている人 ㉑常に就床を要し、複雑な介護を要する人(医師の診断書) ㉒年齢65歳以上で障害の程度が⑰⑱と同程度であることの福祉事務所の認定書の交付を受けている人	400,000円

*¹ ひとり親控除の控除額は本人の所得が350,000円以下の場合、その額が控除額となります。

*² 寡婦控除の控除額は本人の所得が270,000円以下の場合、その額が控除額となります。

月収額のもめ方

(1) 給与所得者の場合(就職時期により下記①、②の方法で年間収入を計算してください。)

計算の順序	就職(就労)の時期	計算方法	算出した金額																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 年間総収入の計算 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">年間総収入金額は賞与、臨時給与、手当などを含めた税込金額です。就職時期に合わせて該当欄に記入してください。</p>	① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している人	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	<p>(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 年間総収入金額 円 </div>																								
	② 申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職または、転職した人(年の中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (※通勤費、賞与を除く) × 12 + 賞与等 再就職後の月数 = 年間の推定総収入金額 ※ 現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月分の給与を受けていない方は、雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額																									
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 年間所得金額 円 </div> <p>(注) 給与所得者が2人以上いる場合は、ここで所得を合算してください。</p>																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">年間総収入金額の区分</th> <th style="width:50%;">給与所得の計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999 円まで</td> <td>給与所得=0 円</td> </tr> <tr> <td>551,000 円から 1,618,999 円まで</td> <td>(総収入金額)-550,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 円から 1,619,999 円まで</td> <td>給与所得=1,069,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 円から 1,621,999 円まで</td> <td>給与所得=1,070,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 円から 1,623,999 円まで</td> <td>給与所得=1,072,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000 円から 1,627,999 円まで</td> <td>給与所得=1,074,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000 円から 1,799,999 円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000 円から 3,599,999 円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 円から 6,599,999 円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 円から 8,499,999 円まで</td> <td>(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 円から</td> <td>(総収入金額) - 1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	550,999 円まで	給与所得=0 円	551,000 円から 1,618,999 円まで	(総収入金額)-550,000 円	1,619,000 円から 1,619,999 円まで	給与所得=1,069,000 円	1,620,000 円から 1,621,999 円まで	給与所得=1,070,000 円	1,622,000 円から 1,623,999 円まで	給与所得=1,072,000 円	1,624,000 円から 1,627,999 円まで	給与所得=1,074,000 円	1,628,000 円から 1,799,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 円	1,800,000 円から 3,599,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 円	3,600,000 円から 6,599,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 円	6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 円	8,500,000 円から	(総収入金額) - 1,950,000 円
年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法																										
550,999 円まで	給与所得=0 円																										
551,000 円から 1,618,999 円まで	(総収入金額)-550,000 円																										
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	給与所得=1,069,000 円																										
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	給与所得=1,070,000 円																										
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	給与所得=1,072,000 円																										
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	給与所得=1,074,000 円																										
1,628,000 円から 1,799,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 円																										
1,800,000 円から 3,599,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 円																										
3,600,000 円から 6,599,999 円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 円																										
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 円																										
8,500,000 円から	(総収入金額) - 1,950,000 円																										
<p>端数整理(はすうせいり) 年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。 例 (総収入金額) 3,832,999円 ÷ 4,000円 = 958.24975円 (端数整理) (端数整理後の総収入金額) 958円 × 4,000円 = 3,832,000円 注 1,627,999 円以下の人は端数整理をしない。</p>																											

(2) 公的年金所得者の場合

国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、年金基金、恩給(遺族の受ける恩給及び年金を除く)、各種共済年金などは所得区分の雑所得となりますので、次に示す計算方法で年間所得金額を計算してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間所得金額の計算
65歳未満の方	600,000 円まで	所得 0 円
	600,001 円から 1,300,000 円まで	(年間の総収入金額) - 600,000 円
	1,300,001 円から 4,100,000 円まで	(年間の総収入金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,700,000 円まで	(年間の総収入金額) × 0.85 - 685,000 円
65歳以上の方	1,100,000 円まで	所得 0 円
	1,100,001 円から 3,300,000 円まで	(年間の総収入金額) - 1,100,000 円
	3,300,001 円から 4,100,000 円まで	(年間の総収入金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,001 円から 7,700,000 円まで	(年間の総収入金額) × 0.85 - 685,000 円

年間所得金額

円

(3) その他の所得・日雇の場合

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算の方法
		① 現在の事業を前年1月1日以前から営み、引続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
	② 現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。	
	③ 現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	(事業を始めた翌月から申込前月までの総収入金額(総売上高) - 必要経費) ÷ 営業月数 × 12 ※営業月数: 事業を始めた翌月から申込前月までの月数	
日雇	日雇	雇用の時期	計算の方法
		① 前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
	② 前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額から計算する。 (所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)	

年間所得金額

円

※各種控除の内容は、7ページにより確認してください。

控除名	控除の内容及び金額	
a 基礎控除	[入居予定者及び同居者それぞれの所得から控除] 0～20万円× 人＝ 万円	基礎控除額 円
b 親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円× 人＝ 万円	親族控除額 円
c 老人扶養控除	[70歳以上の扶養親族] 10万円× 人＝ 万円	老人扶養控除額 円
d 特定扶養親族控除	[16歳から23歳までの扶養親族] 25万円× 人＝ 万円	特定扶養親族控除額 円
e ひとり親控除	[所得税法上のひとり親控除を取っている場合] 0～35万円× 人＝ 万円	ひとり親控除額 円
f 寡婦控除	[所得税法上の寡夫控除を取っている場合] 0～27万円× 人＝ 万円	寡婦控除額 円
g 障害者控除	[身体障害者等がいる場合] 27万円× 人＝ 万円	障害者控除額 円
h 特別障害者控除	[特別身体障害者等がいる場合] 40万円× 人＝ 万円	特別障害者控除額 円
		控除合計額 円

金額 控除
年間所得金額から差し引く金額です。
家族の実情により計算してください。

前8～9ページで算出した年間所得金額から各種控除金額を差し引き、月収額を計算してください。

月収額の計算

$$\left(\text{年間所得金額} \text{円} - \text{控除合計額} \text{円} \right) \div 12 = \text{月収額} \text{円}$$

◎入居予定世帯の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。

◎ただし、裁量階層対象世帯の場合、214,000円以下であれば申込みできます。

7. 市営住宅の家賃

(1) 家賃算定基礎額

入居者の収入に応じて設定される、家賃計算の基礎となる金額です。
この金額は、政令によって定められています。

	あなたの世帯の月収額	家賃算定基礎額
原則階層	000,000円 ~ 104,000円	34,400円
	104,001円 ~ 123,000円	39,700円
	123,001円 ~ 139,000円	45,400円
	139,001円 ~ 158,000円	51,200円
裁量階層	158,001円 ~ 186,000円	58,500円
	186,001円 ~ 214,000円	67,500円

(2) その他

入居決定後、入居者に家賃をお知らせします。

※ 家賃は入居者の収入や、それぞれの市営住宅の条件によって毎年度決定いたします。

8. 入居許可

入居にあたり、次の点に留意してください。

- 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居手続き時に納入していただきます。
- 入居は入居許可書に記載の入居許可日から10日以内に入居していただきます。
(入居していない事が確認されると、入居許可の取消となる場合があります。)
- 家賃は、毎月末までに必ず納入していただきます。月末が土日祝日の場合は、翌営業日が納付期限となります。
- 入居後は、毎年7月頃に収入申告書を提出していただき、これに基づき翌年度の家賃を決定します。住宅に入居して3年を経過した後に収入基準額を超えた場合は、住宅の明け渡し努力義務が生じます。
- 原則として入居後1年間は、入居家族の増減は認められません。(出生・死亡は除く)
- 家賃のほかに共益費(自治会等が徴収するもの)として、水道料(共同水栓)、電気料(受水槽、共用灯)、集会所・浄化槽等共同施設の維持費がかかります。
- 自治会には原則加入して下さい。
- 浴室には風呂釜が設置されていますが、シャワーの有無は部屋によって異なります。
※山崎住宅は浴室に風呂釜ではなく屋外に給湯器があります。
- 市営住宅では、動物を飼うことは禁止されています。一時的に預かることや餌やりも禁止です。
- 入居中の、住宅使用に伴う軽微な修繕については入居者負担となります。
- 車庫証明書は1戸につき1台のみ発行いたします。(新町保住宅は除く)
- 物置・瞬間湯沸かし器・エアコンの設置等、増改築する場合は事前に届け出が必要となります。
- 退去の際には畳の表替え・襖の張り替え、その他破損箇所等、修繕が必要なものについて、入居者負担となり、敷金と相殺させていただきます。修繕費が敷金を超える場合は、別途納入していただきます。

市営住宅一覧表

● この表は、「市営住宅空家募集一覧表」ではありません。

「市営住宅空家募集一覧表」は毎月の募集期間(1～15日)内にお電話にてお問い合わせいただくか、または茂原市役所ホームページ(<http://www.city.mobara.chiba.jp>)内の建築課のサイトにて確認して下さい。

住宅名称	所在地	部屋番号	間取番号	間取り	構造	建設年度	浴槽釜	便所	備考
八幡原	八幡原 799-165	1-1～1-12	1	和6 和4.5 和4.5	耐火3階	S51年度	有	水洗	単身可
	〃	2-1～2-12	1	和6 和4.5 和4.5	耐火3階	S52年度	有	水洗	単身可
長谷	長谷 655	1-1～1-12	1	和6 和4.5 和4.5	耐火3階	S53年度	有	水洗	単身可
	長谷 653 ※1	2-1～2-12	12	2LDK	耐火3階	S54年度	有	水洗	
	長谷 646	3-1～3-12	2	和6 和6 和4.5	耐火3階	S55年度	有	水洗	
上茂原	上茂原 364-1	1-1～1-12	3	和6 和6 和4.5	耐火3階	S56年度	有	水洗	
	上茂原 365	2-1～2-12	3	和6 和6 和4.5	耐火3階	S57年度	有	水洗	
上茂原 西	上茂原 172	1-1～1-12	3	和6 和6 和4.5	耐火3階	S59年度	有	水洗	
	〃	2-1～2-12	3	和6 和6 和4.5	耐火3階	S60年度	有	水洗	
	〃	3-1～3-12	3	和6 和6 和4.5	耐火3階	S61年度	有	水洗	
	〃	4-1～4-16	3	和6 和6 和4.5	耐火4階	S62年度	有	水洗	
新町保	高師 573-3	101,103,201,203, 301,303,401,403	4	和6 和4.5 洋7.5	耐火4階	H元年度	有	水洗	
	〃	102,202,302,402	5	和6 和6 洋6	〃	〃	〃	〃	
東茂原	東茂原 10	A1-4,6,8,A2-3,5,7	6	和6 和6 洋4.5	耐火4階	H2年度	有	水洗	
	〃	A1-1,3,5,7 A2-2,4,6,8	7	和6 和6 洋4.5	〃	〃	〃	〃	
	〃	B1-1～B3-8	6	和6 和6 洋4.5	耐火4階	H3年度	有	水洗	
	〃	C1-1～C2-8	8	和6 和6 洋4.5	耐火4階	H4年度	有	水洗	
山崎 ※2	山崎 928	1-1～3-15	9	和6 和3	簡耐2階	S44年度	有	水洗	単身可
	〃	4-16,18	11	和6 洋4.75 洋4 洋5	簡耐2階	S44年度	有	水洗	
	〃	6-25～6-30	10	和4 和3	簡耐2階	S44年度	有	水洗	単身可

※1 令和4年全面リニューアル。

※2 平成16年4月県営住宅より移管。

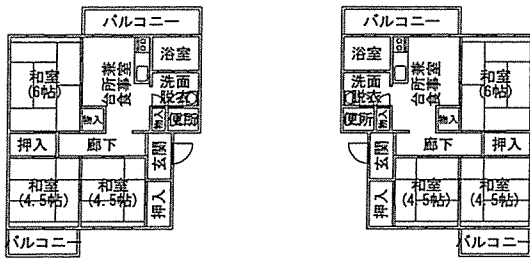
注1 自身で設置した設備機器、増改築部分は退去時に入居者負担で撤去・処分していただきます。

注2 駐車場スペースは各部屋に1台分のみとなります。2台分以上必要な場合は入居者で駐車場を確保し、路上駐車や住宅内通路等に駐車することは絶対にしないで下さい。なお、新町保住宅については、駐車場がありませんので入居者にて駐車場を確保して下さい。

市営住宅間取図

- 記載の市営住宅間取図は、参考図ですので実際と多少間取りが異なる場合や、反転住宅（間取りが逆）のものがあります。
- 間取図の番号は市営住宅一覧表の間取り番号です。
- 実際にご自身が入居する住宅ですので、立地条件や間取りについてはよく検討しご自身で確認いただいた上でお申してください。抽選後のキャンセルは、住宅に困窮している他の申込者にとって大変迷惑ですので申し込み時によく注意して下さい。

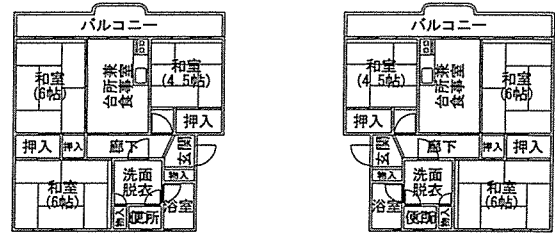
No. 1



八幡原1-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
八幡原2-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
長谷1-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ

八幡原1-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
八幡原2-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
長谷1-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ

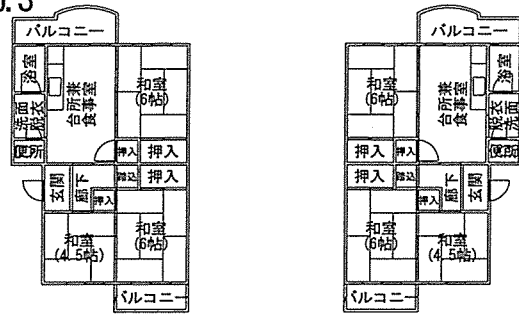
No. 2



長谷3-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ

長谷3-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ

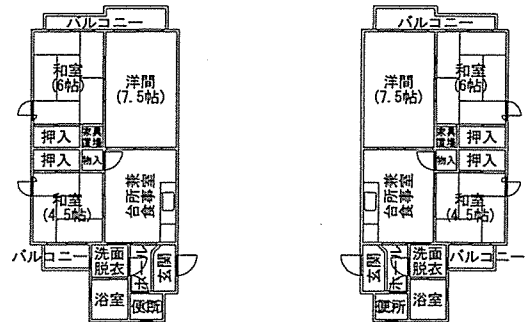
No. 3



上茂原 2-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
上茂原 1-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
上茂原西1-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
上茂原西2-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
上茂原西3-1. 3. 5. 7. 9. 11タイプ
上茂原西4-1. 3. 5. 7. 9. 11. 13. 15タイプ

上茂原 1-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
上茂原 2-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
上茂原西1-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
上茂原西2-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
上茂原西3-2. 4. 6. 8. 10. 12タイプ
上茂原西4-2. 4. 6. 8. 10. 12. 14. 16タイプ

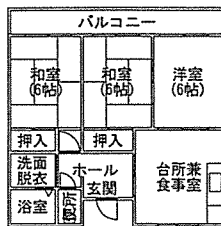
No. 4



新町保101. 201. 301. 401タイプ

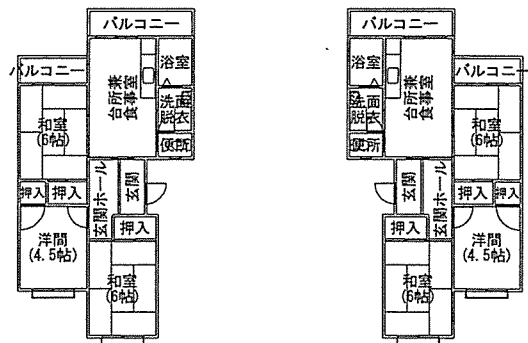
新町保103. 203. 303. 403タイプ

No. 5



新町保102. 202. 302. 402タイプ

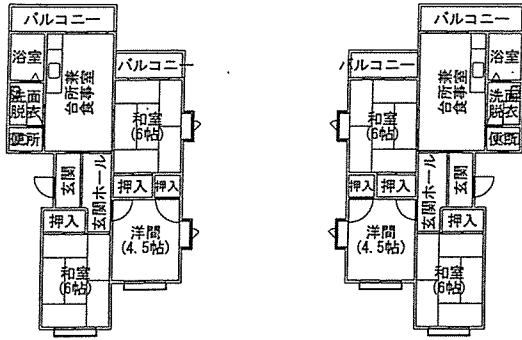
No. 6



東茂原A1-1. 3. 5. 7, A2-1タイプ
東茂原B1-1. 3. 5. 7, B2-1. 3. 5. 7,
B3-1. 3. 5. 7タイプ

東茂原A1-2, A2-2. 4. 6. 8タイプ
東茂原B1-2. 4. 6. 8, B2-2. 4. 6. 8,
B3-2. 4. 6. 8タイプ

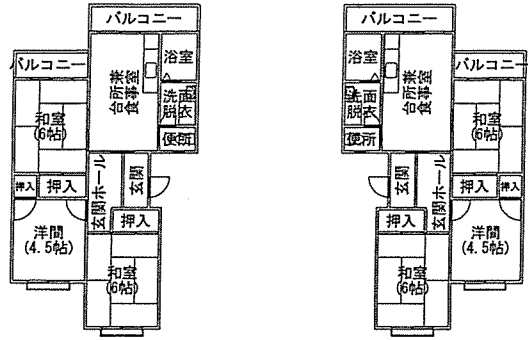
No. 7



東茂原A1-4.6.8タイプ

東茂原A2-3.5.7タイプ

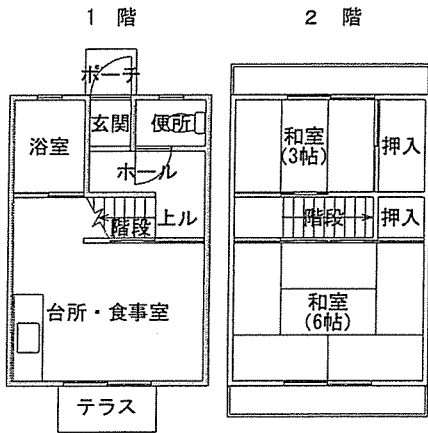
No. 8



東茂原C1-1.3.5.7,
C2-1.3.5.7タイプ

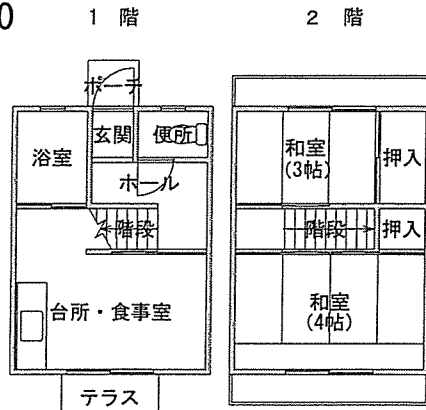
東茂原C1-2.4.6.8,
C2-2.4.6.8タイプ

No. 9



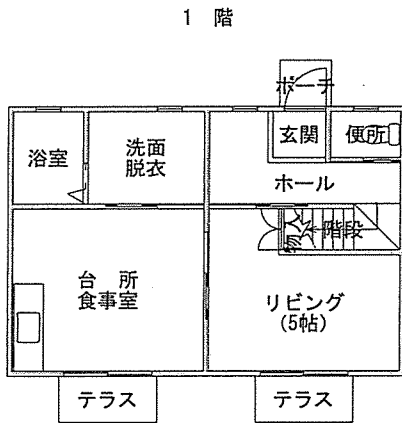
山崎1-1~3-15タイプ

No. 10



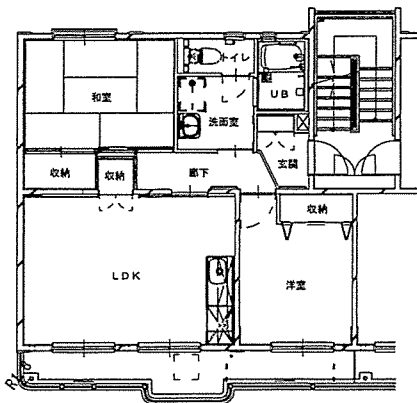
山崎6-25~6-30タイプ

No. 11

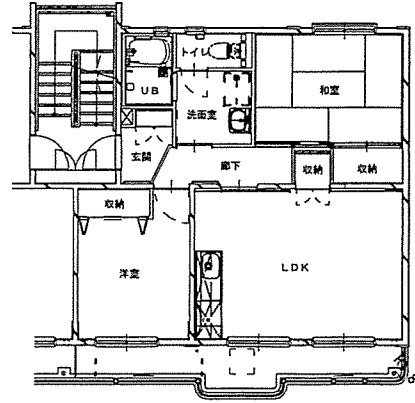


山崎4-16, 18タイプ

No. 12



長谷2-1.3.5.7.9.11タイプ



長谷2-2.4.6.8.10.12タイプ

茂原市営住宅 位置図

